

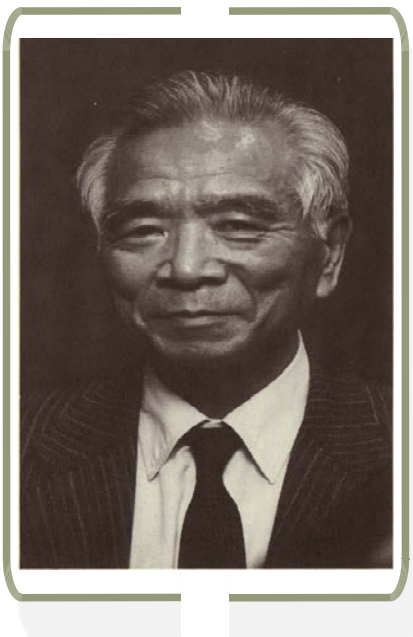
## ◆ 全国理事会開催される

5月27日(金)午後6時より東京弁護士会館会議室にて、定時総会前の是国理事会が開催されました。理事会報告は、澤藤事務局長の「事務局長日記」抜粋の形でお知らせします。 . . . . . 本部事務局

## ■ さようなら！渡邊良夫先生

冒頭、亡くなられた渡邊良夫弁護士(日民協・代表理事)への黙祷を捧げ、それぞれの偲ぶ言葉を交換。

多くの人に頼られ、尊敬される人柄であったことがよく分かる。「歩く憲法判例」とか、「歩く憲法裁判」と言われていたことが語られた。「歩くカンパ帳」と言われる私とは大違い。



※「日本国憲法改正国民投票法案」を、改憲策動の一環としてとらえ、その上程自体に反対する立場を明確にする。

※併せて、現在上程されようとしている自公の与党案が抱える問題点を指摘する。必ずしも明確に改憲反対の立場を有しない人々にも、改憲策動の危険性を理解してもらうために有益との立場から。味方を広げる効果がある。

※指摘する問題点の第一は、刑罰をもってする国民投票運動への規制。とりわけ、マスコミに対する報道・評論の規制。これによって、「べからず国民投票を得ない。

## ■ 憲法をめぐる状況について

珍しく、矢田部理さんが参加された。最近の憲法状況について、「無党派・改憲派にどれだけ切り込めるかが勝負。政党主導の運動には限界がある。政党色で色分けしない市民主体の運動を。それと、労働運動の再構築がポイント」とお話された。

次いで憲法状況についての意見交換の後、「国民投票法案の上程を許してはならない」とする声明文採否についての議事。日民協の声明案は簡単にはまとまらない。執行部段階で吟味したものが叩かれて、何人もの人から修正案が出てくる。これをまとめるのは、一種の職人芸。こうすることによって通例文章の迫力は原案より落ちることにはなる。しかし、多くの会員の意見の集約点に到達する実感がある。この作業の後、クレームはほとんどない。

※その他に投票制度についてのいくつかの問題の指摘。中で最大の問題点は、投票対象を事項ごとに個別のものとするか、発議された改正案全体について一括したものとするか。

この大筋に関しては、異論はなかった。しかし、いざ文言化すると、それぞれがイメージするニュアンスには、相当の落差がある。まとめには、相当の苦勞を要する。それでも、ようやくまとまった(後記掲載)。気の小さな私は、ホッと胸をなで下ろす。

## ■ 国民投票法案の上程に反対する声明案

今回の声明案の修正についても、実は数日前から修文に頭が痛い。会員の意見は多様なのだ。小田中聡樹・佐藤昭夫・新井章と言った諸先輩の意見を取捨選択して案文をまとめなければならぬ。骨が折れるのもご理解頂けよう。この声明文の骨格は、



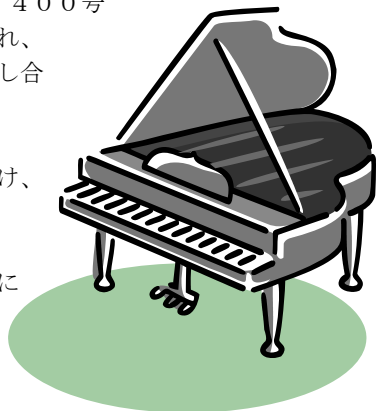
渡邊先生、やすらかに眠り下さい . . .

## ■第44回定時総会の開催と 「法と民主主義」 創刊400号お祝いの集い

7月16日の総会について準備状況の報告があり、第1回法民賞の選考の概略について説明がなされ、「法と民主主義」400号の記念行事の構想が語られ、次期の人事についても話し合われた。

詳細な案内を出来る限り早く会員・読者に届け、成功させたい。

「法民」のますますの内容充実と、読者の拡大にも取り組もう。



## ■本部事務局に織田かおりさん

一橋大学の浦田ゼミ出身の織田かおりさんが、4月11日から本部の事務局に勤務されている。机上で学んだ「憲法」

が、いまこれほど大きな問題になっていることにおどろいている。一杯学んで、がんばりたいと決意表明。大きな拍手で迎えられた。

## ■その他

最後に、理事のひとりが特別に発言を求めた。「井上薫という裁判官がいる。この人が書いた『司法のしゃべりすぎ』という書が一定の部数売れている。中身を見たら、めちゃくちゃな内容。あまりにひどい。こんなものを放置しておいて良いのだろうか」との問題提起。

以前私の日記でも紹介した、「あの、井上薫」の本である。多寡が知れている。まともに相手にしてやることもあるまい、というのが本音。が、一応検討することとなった。ネットでは江橋崇さんが、この書物についての的確で痛烈な批判を加えている。

<http://www.geocities.jp/humanrightspolicy/book/007.html>

この書評の紹介で足りるのではないか。あとは、井上裁判官の再任時期に不適格裁判官としての意見具申を集中しよう。

# Information

## ■カンパの御礼

JDLANET4号でご報告のあとに、下記の方々からカンパをお寄せいただきました。御礼を申しあげるとともに、ご報告させていただきます。

木村 薫先生／ 宮村 博先生／村井敏邦先生  
千葉第一法律(事)御中

## ■「法民賞」基金に多数のご協力

第44回定時総会において、第1回目の「相磯まつ枝記念・法と民主主義賞」（略称「法民賞」）の受賞者が発表されます。この一年間の「法民」掲載の論文・座談会・事件報告・活動報告などから優れた作品を選び出し、顕彰していこうというものです。その基金へのご協力をお願いしたところ、全国からご厚志がよせられました。有意義に活用させていただき所存です。

## ■ホームページ・アクセス数3万件達成！

我が協会のホームページには、毎日、すくなくとも80人前後の人々がアクセスしてくれています。その和、すでに3万人を突破。ホームページ上で情報の交換や、意見交流が頻繁に行われるよう、ホームページの充実は、「法民」

とともに両輪と位置づけています。ぜひ、ご参加を。その前に、ぜひ、アクセスを！

「澤藤事務局長日記」は、圧巻です。

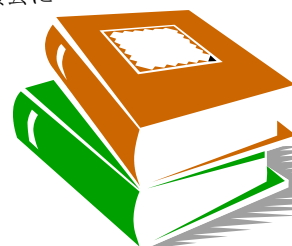
## ■ホームページ・軒先をお貸しします。

以前には、「弁護士費用敗訴者負担」の連絡会が、現在は、「中国残留孤児訴訟弁護団」と支援の会が、協会のホームページの「軒先」？「奥座敷」に間借りしながら、連日新しい情報を流しています。こんな形での利用方法で、ぜひ活用して下さい。いつでも大歓迎です。

## ■「法民」401号・新企画募集！

400号のお祝いをのあと、新しい目標にむかって、歩みはじめる「法民」の誌面を、新しい試みで飾りたいと思っています。まずは、編集委員会にご参加下さい。

そして、斬新なアイデアをお寄せ下さい。



## 国民投票法案の上程を許してはならない

衆参両院憲法調査会の最終報告書公表を経て、いよいよ憲法「改正」策動に対する反対運動の正念場を迎えている。この重大な時期に当たり、我々は、立憲主義の堅持、平和憲法擁護の旗・を鮮明にして、改憲阻止と憲法理念実現のための国民運動の一翼を担う決意をあらためて表明する。

現在、改憲策動の一環として、改憲手続法制定への動きが具体化しつつある。

その一は、国会法「改正」の動きである。これは、憲法96条1項に基づく両院の憲法改正案発議機関を正式に設けようとするもので、これまでの両院の各憲法調査会を、憲法改正発議をなし得る付託委員会に昇格させる案が取りざたされている。

その二は、憲法改正国民投票の具体的手続きを定める憲法改正国民投票法制定の動きである。その案文については、既に連立政権与党である自公両党間で摺り合わせが完了し、民主党との三党協議を経て今通常国会に「日本国憲法改正国民投票法案」として上程の予定と報じられている。

我々は、改憲手続きを具体化するための「国会法改正」及び「日本国憲法改正国民投票法」のいずれについても、その法案上程自体に反対する。憲法制定以来58年、その間に憲法改正手続きの具体化を必要とする事態は生じなかったし、その状況は今も変わらない。にもかかわらず今敢えて憲法改正手続法の整備を強行しようという動きは、国民的論議が不十分のままに改憲策動を実現しようとする姑息な政治的思惑によるものと見ざるをえない。

しかも、今、連立与党が上程を予定している「日本国憲法改正国民投票法案」は看過しがたい重大な問題点をいくつも抱えている。

憲法改正の発議がなされる場合における国民投票運動においては、国民の知る権利・表現の自由を確保したうえ、最大限に国民の意思を正確に反映させるべきは当然の憲法上の要請である。

ところが、与党案はこのような配慮をまったく欠き、却って国民の耳と目と口を封じて、短期間で国会の発議案を押しつけようとするものとなっている。

このような問題点を具体的に指摘することは、明確な改憲反対の立場を有しない人々にも改憲策動の危険性を理解してもらうために有益であり必要である。

具体的には、外国人・公務員・教育者はいずれも基本的に国民投票運動を行う権利はないものとされ、報道や論評も徹底して規制される。しかも、その違反者には刑罰が課せられることとなっている。

問題の重要性に鑑み、国会の憲法改正案発議から投票までの期間には十分な時日を確保すべきが当然であるにもかかわらず、与党案ではわずか「30～90日」とされている。

また、国の基本法である憲法改正について、主権者である国民の意思を正確に反映させるため、個別改正条項ごとに投票対象とすべきが当然であるところ、改正発議案を一括して賛否を投票させる余地を残すものとされている。

そのほか、国民投票権者の範囲、投票が有効となるべき最低投票率の規定の不備、憲法がいう「過半数」の母数等々について、与党案は考えられる限り、もっとも容易に憲法改正の実現をはかるものとされている。

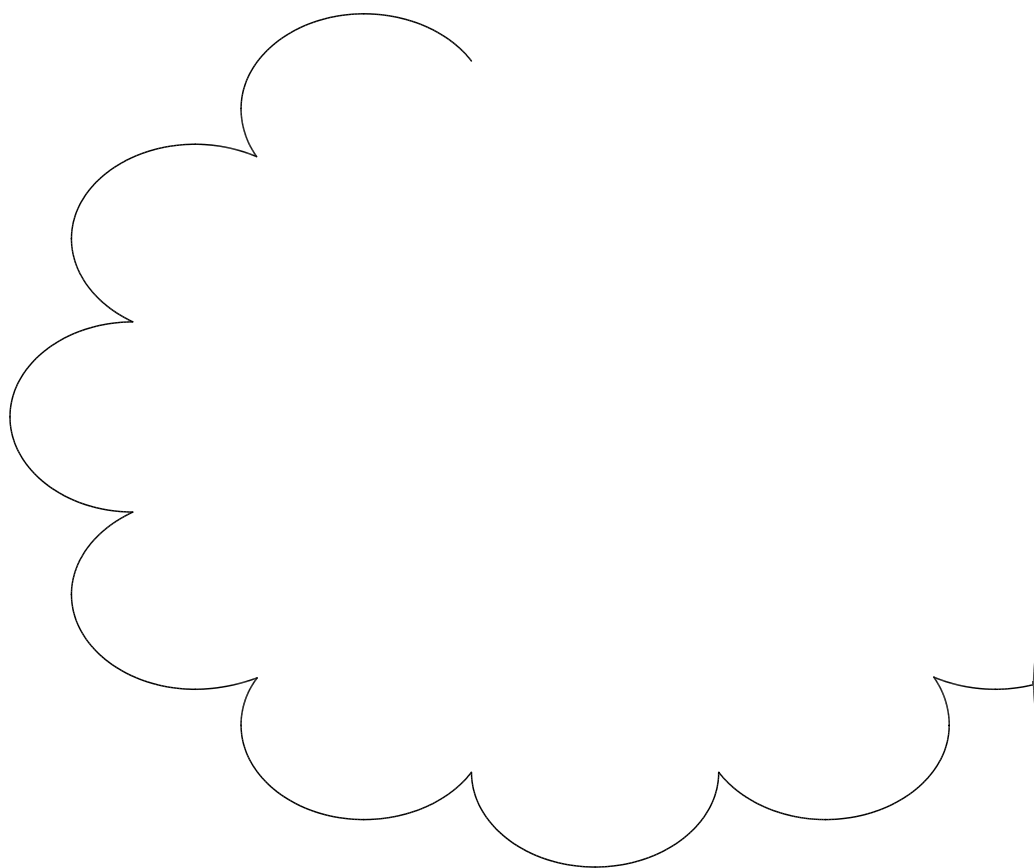
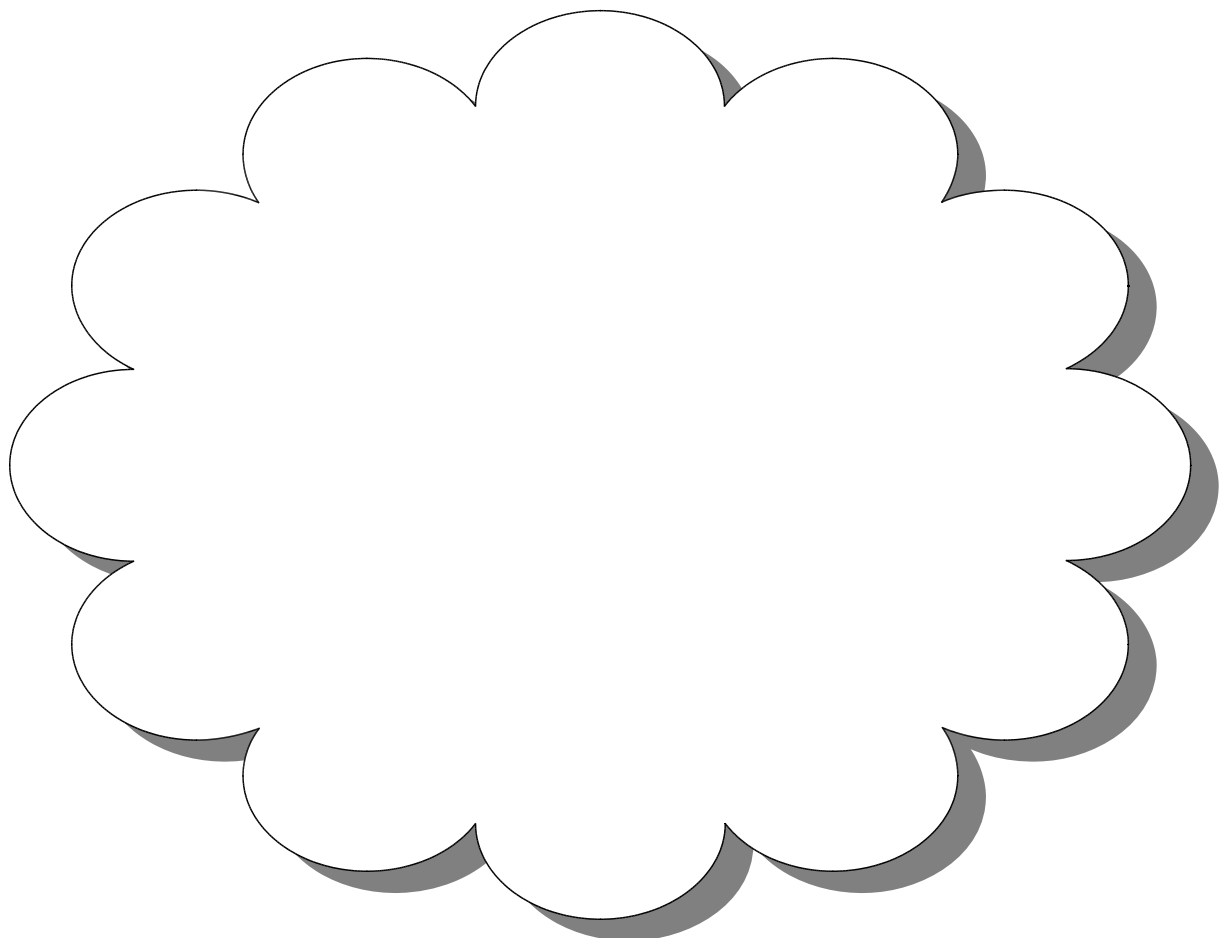
以上のとおり、自公両党の与党案は、改憲策動の一環としての危険で違憲の内容を持つものであり、主権者に目隠しをして憲法「改正」を一方的に押しつけようとするものにほかならない。

我々は、この法案の上程阻止に全力をあげることを宣言する。

2005年5月27日

日本民主法律家協会全国理事会

# INFORMATION<sup>!!</sup>



●会場●  
東京・日比谷  
松本楼